

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	1
○ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（附則第八条関係）	19

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																	
目次 第一章 総則（第一条―第三条の二） 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条―第十二条の七） 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第十三条―第三十五条の二） 第四章 輸出入検疫等（第三十六条―<u>第四十六条の四の二</u>） 第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五―第四十六条の二十二） 第六章 雑則（第四十七条―第六十二条の五） 第七章 罰則（第六十三条―第七十二条） 附則		目次 第一章 総則（第一条―第三条の二） 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条―第十二条の七） 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第十三条―第三十五条の二） 第四章 輸出入検疫等（第三十六条―<u>第四十六条の四</u>） 第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五―第四十六条の二十二） 第六章 雑則（第四十七条―第六十二条の五） 第七章 罰則（第六十三条―第七十二条） 附則																	
（定義） 第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。 <table><tr><td>伝染性疾病の種類</td><td>家畜の種類</td></tr><tr><td>一〇七（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>八 ランピースキン病</td><td>牛</td></tr><tr><td>九〇二十九（略）</td><td>（略）</td></tr></table>		伝染性疾病の種類	家畜の種類	一〇七（略）	（略）	八 ランピースキン病	牛	九〇二十九（略）	（略）	（定義） 第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。 <table><tr><td>伝染性疾病の種類</td><td>家畜の種類</td></tr><tr><td>一〇七（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>八（新設）</td><td>（新設）</td></tr><tr><td>八〇二十八（略）</td><td>（略）</td></tr></table>		伝染性疾病の種類	家畜の種類	一〇七（略）	（略）	八（新設）	（新設）	八〇二十八（略）	（略）
伝染性疾病の種類	家畜の種類																		
一〇七（略）	（略）																		
八 ランピースキン病	牛																		
九〇二十九（略）	（略）																		
伝染性疾病の種類	家畜の種類																		
一〇七（略）	（略）																		
八（新設）	（新設）																		
八〇二十八（略）	（略）																		
2・3（略）		2・3（略）																	

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 (略)

二 牛疫、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ若しくは低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜又は農林水産省令で定める都道府県の区域において発生した豚熱の疑似患畜

2・3 (略)

(患畜等の殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

一 流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症の患畜

二 牛肺疫、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ若しくはニューカッスル病の疑似患畜又は前条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域以外の区域において発生した豚熱の疑似患畜

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 (略)

二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2・3 (略)

(患畜等の殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

一 流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症の患畜

二 牛肺疫、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ又はニューカッスル病の疑似患畜

2 (略)

3| 都道府県知事は、第一項第二号に規定する豚熱の疑似患畜の所有者であつて同項の命令を受けたものが同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、家畜防疫員に当該疑似患畜を殺させることができる。

(患畜等以外の家畜の殺処分)

第十七条の二 (略)

2・5 (略)

6 前項の規定による命令を受けた者が同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき若しくは行う見込みがないとき、又は指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができる。

7・8 (略)

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症

2 (略)

(新設)

(患畜等以外の家畜の殺処分)

第十七条の二 (略)

2・5 (略)

6 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができる。

7・8 (略)

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬

、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二・三 (略)

2・7 (略)

(輸入禁止)

第三十六条 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した次のイからハまでに掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(第三十九条第一項において「指定禁止物」という。

イ 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

ロ 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草

ハ イ及びロに掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物

二 (略)

2・3 (略)

(輸入のための検査証明書の添付)

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「指定検疫物」という。)は、輸出国の政府機関により発行され

疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二・三 (略)

2・7 (略)

(輸入禁止)

第三十六条 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した第三十七条第一項各号の物であつて農林水産大臣の指定するもの

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

2・3 (略)

(輸入のための検査証明書の添付)

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「指定検疫物」という。)は、輸出国の政府機関により発行され

、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写し（次項第二号において「検査証明書等」という。）を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

一（三）（略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一（略）

二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検査物について、検査証明書等に記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検査所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

（検査信号）

第三十九条 外国から入港した船舶であつて指定禁止物又は指定検査物（以下「指定禁止物等」という。）（郵便物として輸送されたものを除く。）を積載するものは、農林水産省令の定めるところにより、入港後、遅滞なく、検査信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、同項の指定禁止物等について第四十一条の規定による検査を終了し、当該指定禁止物等の積卸しを終了し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

（輸入検査）

第四十条 指定禁止物等を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検査所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三

、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

一（三）（略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一（略）

二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検査物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検査所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

（検査信号）

第三十九条 外国から入港した船舶であつて指定検査物（郵便物として輸送されたものを除く。）を積載するものは、農林水産省令の定めるところにより、入港後、遅滞なく、検査信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、同項の指定検査物について第四十一条の規定による検査を終了し、当該指定検査物の積卸しを終了し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

（輸入検査）

第四十条 指定検査物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検査所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三

十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2 家畜防疫官は、指定禁止物等以外の物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物（以下「要検査物」という。）につき、検査を行うことができる。

3 （略）

4 家畜防疫官は、監視伝染病の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定禁止物等を前項の場所へ送致するための順路その他の方法を指示することができる。

5 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（第四十六条の二第一項において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第一項若しくは第二項又は次条の検査を受けた物を除く。第四十六条の二第一項において同じ。）のうちに指定禁止物等又は要検査物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定禁止物等又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2 家畜防疫官は、指定検査物以外の物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物（以下「要検査物」という。）につき、検査を行うことができる。

3 （略）

4 家畜防疫官は、監視伝染病の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検査物を前項の場所へ送致するための順路その他の方法を指示することができる。

5 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（第四十六条の二第一項において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第一項若しくは第二項又は次条の検査を受けた物を除く。第四十六条の二第一項において同じ。）のうちに指定検査物又は要検査物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検査物又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(郵便物等としての輸入)

第四十二条 指定禁止物等は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）としては、輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された指定禁止物等を包有している郵便物又は信書便物を受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えてその旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

第四十三条 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定禁止物等を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。

2 4 (略)

5 第二項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて指定禁止物等を包有しているものを受け取った者は、遅滞なく、その現品を添え、その旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

(販売等の禁止)

第四十四条の二 第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された物（第五十一条第五項において「輸入禁止品」という。）は、販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列（第五十一条第四項及び第六項において「販売等」という

(郵便物等としての輸入)

第四十二条 指定検疫物は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）としては、輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された指定検疫物を包有している郵便物又は信書便物を受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えてその旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

第四十三条 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。

2 4 (略)

5 第二項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて指定検疫物を包有しているものを受け取った者は、遅滞なく、その現品を添え、その旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

(新設)

。）をしてはならない。

（国民等の理解を深めるための措置等）

第四十六条の四の二 国は、広報活動その他の活動を行うことにより、輸出入検査を適切に実施することの重要性について国民その他の者（以下この条において「国民等」という。）の理解を深めるとともに、その実施に関する国民等の協力を求めるよう努めなければならない。

（立入検査等）

第五十一条 （略）

2 家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。

3 家畜防疫官は、前項の規定による集取をした物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無を判定し、遅滞なく、その結果を当該物の集取をされた者に通知をしなければならない。

4 第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として当該集取の際家

（新設）

（立入検査等）

第五十一条 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物（次項において「集取をされた物等」という。）の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。

5| 家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物（集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。）が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。

6| 農林水産大臣は、前項の規定による廃棄があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

7| 8| （略）

9| 第一項、第二項及び第七項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

一 六 （略）

（削る。）

（新設）

（新設）

2| 3| （略）

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

一 六 （略）

七| 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一

七 第五条第一項若しくは第三項の検査であつて農林水産大臣の指定するもの又は第三十一条第二項の検査、注射、薬浴若しくは投薬に要した費用（前三号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費、次号の薬品の購入費並びに第九号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。）の二分の一（農林水産大臣が家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認める同項の検査、注射、薬浴又は投薬に要するものについては、その全額）

八 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

九（略）

十 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用（第八号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。）の二分の一

十一（略）

2（略）

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な

八 第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は投薬に要した費用（第四号から第六号までの動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の二分の一（農林水産大臣が家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認める同項の検査、注射、薬浴又は投薬に要するものについては、その全額）

（新設）

九（略）

十 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用（第七号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。）の二分の一

十一（略）

2（略）

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な

影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定、第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）及び前章の規定並びにこれらの規定に係るこの章の規定の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

2 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二又は第四十五条第一項（第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 五 (略)

第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

2 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条又は第四十五条第一項（第三十六条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 五 (略)

第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条、第五十一条第四項又は第五十六条第二項（第十四条第一項、第五十一条第四項及び第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二・三 （略）

四 第四十六条の八第一項、第四十六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十八第一項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第四十六条の十八第三項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条第七項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五十一条第七項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第五十二条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条又は第五十六条第二項（第十四条第一項及び第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二・三 （略）

四 第四十六条の八第一項、第四十六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項又は第四十六条の十八第一項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第四十六条の十八第三項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条第二項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の六第三項（第四十六条の八第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

二 第四十六条の十一第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をしたとき。

三 第四十六条の十一第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条の十六第二項（第四十六条の二十第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十七第二項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第四十六条の十九第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第十四条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項又は第四十条第四項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第十四条第二項（第

一 第四十六条の六第三項（第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

二 第四十六条の十一第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項に規定する滅菌譲渡をしたとき。

三 第四十六条の十一第四項、第四十六条の十六第二項（第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第四十六条の十七第二項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第四十六条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第十四条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項又は第四十条第四項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第十四条第二項の規

六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による指示については、第十四条第二項の措置をとるべき旨の指示に限る。）に違反したとき。

五 第十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、第十八条に規定する家畜を殺したとき。

六十三 （略）

十四 第四十六条第四項又は第五十一条第五項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十五 （略）

十六 第四十六条の八第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条の八第一項ただし書（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する変更をしたとき。

十七 第四十六条の十四（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十五（第四十六条の二十第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十八 第四十六条の十八第二項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十九第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

定による指示については、同項の措置をとるべき旨の指示に限る。）に違反したとき。

五 第十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、第十八条に規定する家畜を殺したとき。

六十三 （略）

十四 第四十六条第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十五 （略）

十六 第四十六条の八第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。

十七 第四十六条の十四又は第四十六条の十五（第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十八 第四十六条の十八第二項（第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十九第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十九 第五十一条第一項又は同条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五十一条第一項又は同条第二項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十（略）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一（略）
（削る。）

二 第四十六条の十二第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第四十六条の十三第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第六十二条第一項において第四十六条の十二第一項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出をしないで、第六十二条第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十六条の八第三項（第六十二条第一項において準用する場合

十九 第五十一条第一項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十（略）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一（略）
二 第四十六条の十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十六条の十二第三項の規定による命令に違反した者

（新設）

（新設）

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十六条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届

合を含む。〕の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十六条の十二第二項（第六十二条第一項において準用する
場合を含む。〕の規定による届出をしなかつた者

附 則

（登録飼養衛生管理者に係る特例）

第五条 飼養衛生管理者のうち、次条第一項の登録を受けた者（以下
「登録飼養衛生管理者」という。）は、第十二条の三の二第一項各
号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法（昭和二十四年法律第
百八十六号）第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域（動
物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の
農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）において、家
畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用
生物学的製剤を使用することを業務とすることができる。

（登録飼養衛生管理者の登録）

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防
液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な
知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定め
るところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で
定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受ける
ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者について
は、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行

出をした者

二 第四十六条の十二第二項の規定による届出をしなかつた者

附 則

（新設）

（新設）

うことができない者として農林水産省令で定める者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 附則第八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当してこの項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2| 前項の登録は、都道府県知事が、登録飼養衛生管理者名簿に氏名、生年月日、住所、飼養衛生管理者となつてゐる衛生管理区域その他農林水産省令で定める事項及び登録年月日を記載してするものとする。

3| 第一項の登録は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4| 前項の更新を受けようとする者は、都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

5| 第三項の更新に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(登録事項の変更の届出)

第七条 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

(新設)

第八条 都道府県知事は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第六条第一項の登録を取り消さなければならない。 一 附則第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合 二 前号に掲げる場合を除くほか、附則第五条の規定により行う動物用生物学的製剤の使用の業務に関し不正の行為があつた場合 三 虚偽又は不正の事実に基づいて附則第六条第一項の登録を受けた場合	(新設)
(登録の消除) 第九条 都道府県知事は、附則第六条第一項の登録が飼養衛生管理者でなくなつたことその他の事由によりその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。	(新設)
(家畜保健衛生所長への事務の委任) 第十条 都道府県知事は、附則第六条第一項から第四項まで及び前三条の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。	(新設)

○ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「牛海綿状脳症」とは、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）<u>第二条第一項の表十六の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。</u>	（定義） 第二条 この法律において「牛海綿状脳症」とは、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）<u>第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。</u>

